

支部規程

一般社団法人 日本建築協会東海支部 支部規程

(名称)

第1条 この支部は一般社団法人日本建築協会東海支部(以下、「支部」という。)と称する。

(事務所)

第2条 支部の事務所は名古屋市に置く。

(会員)

第3条 支部の会員は次の地域内の一般社団法人日本建築協会(以下、「協会」という。)会員とする。
愛知県、三重県、岐阜県、静岡県

(事業)

第4条 支部は協会定款第3条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(役員の設定)

第5条 支部に役員として、支部長1名、副支部長若干名、常議員若干名、幹事若干名、監事若干名を置く。

(役員を選任)

第6条 役員は総会において選任する。

(役員の職務、権限)

第7条 支部長は支部を代表し会議の議長となる。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常議員は常議員会を組織し、重要会務を審議する。
- 4 幹事は一般会務を処理する。
- 5 監事は支部の事業および会計を監査するほか、会議に出席し意見を述べることができる。
- 6 監事は他の役員を兼ねることはできない。

(顧問、相談役の設定)

第8条 支部に顧問、相談役をおくことができる。顧問は幹事会、常議員会など支部長が招集する会議に出席することができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。

3 役員はその任期が満了した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(会議の種類)

第 10 条 支部の会議は総会、常議員会、幹事会とし、支部長が招集する。

(総会の種類)

第 11 条 定時総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は常議員会の決議または支部所属会員の 6 分の 1 以上の請求があるときに開催する。

(事務局)

第 12 条 支部に事務を処理するため職員を置くことができる。

2 職員は支部長が任免する。

(経費の支弁)

第 13 条 支部の経費は、支部活動費、寄附金、支部事業収入およびその他の収入をもって支弁する。

(予算、事業計画、決算、事業報告)

第 14 条 支部の予算および事業計画は定時総会に付議し、決算および事業報告は監事の監査を受けた上で次年度の定時総会に報告し承認を得る。

(委員会の設置)

第 15 条 支部は会務運営および第 4 条の事業遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置または廃止は、幹事会で決める。

3 委員会は別に定めるところによって運営する。

(準拠)

第 16 条 この規程にない事項は、協会定款および定款細則に準拠する。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、総会で決議する。

附則

この規程は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。